

物品・役務等に係る入札参加資格審査の 申請方法の共通化について

1 検討の背景

2 共通化する事項

3 共通の申請方法（たたき台）の検討

検討の背景

- 現状、地方公共団体の入札参加資格審査の申請方法(有効期間、申請時期・受付期間、受付方法等)が、地方公共団体ごとに異なっているところ、事業者から、個々の団体ごとに申請方法を確認し、個別に異なる方法により申請する必要があるなど、申請に係る事務が複雑であることから、当該申請方法を共通化すべきとの声がある。
- また、地方公共団体からも、申請時期や有効期間は共通化できるのではないかと声がある。

(参考)地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会(第2回)資料

- このような意見を聞きながら取りまとめられた「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会 報告書」(令和5年12月)においては、入札参加資格審査の申請方法について、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進めることが考えられるとされた。

※ まずは、「物品・役務等」に係る入札参加資格審査の申請方法から検討。

- 上記報告書の提言を踏まえ、本部会において、共通化する具体の申請方法について検討を進める。

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会 報告書(令和5年12月)

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

1 入札参加資格審査手続

(2) 申請方法 ① 共通化

入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、受付方法等の申請方法については、国の法令上規定されておらず、各地方公共団体の規則等に委ねられている。各地方公共団体においては、申請件数や審査担当職員数、審査体制、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要、調達関連システムの整備状況等の各地方公共団体の事務の実情や、十分な申請期間や有効期間の確保等、中小事業者をはじめとする事業者の事務負担などの地域の実情を考慮して申請方法を定めており、この結果として、申請方法は地方公共団体ごとに異なっている。

しかしながら、申請方法の差異は、契約の適正な履行の確保とは直接の関係がないものと考えられる。また、現に、複数の地方公共団体において申請方法を共通化し、申請を共同で受け付けている取組も見られるが、入札参加資格審査申請を広域で又は全国的に受け付けられるようにするためには、申請方法が共通化されている必要がある。こうした点を踏まえ、申請方法については、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進めることが考えられる。

1 検討の背景

2 共通化する事項

3 共通の申請方法（たたき台）の検討

入札参加資格審査の申請方法の具体例（国と地方公共団体の例）①

国（競争参加者の資格に関する公示(令和6年3月29日)）	千葉市（公告第699号(令和5年8月10日)）
	2 資格審査の基準日 資格審査の基準日 は、資格審査の 申請日 とする。ただし、建設工事の客観的事項(建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目)の基準日は、令和6年1月1日とする。
1 資格の種類及び調達する物品等の種類 （略）	3 資格審査の申請分類 （略）
2 資格審査の受付期間 令和07・08・09年度全省庁統一資格の資格審査の 受付は、令和7年1月6日から令和7年1月31日までの間とする (この期間を 定期審査期間 とする。) なお、 上記期間後も随時申請の受付 を行うが、「資格審査結果通知書」の有効開始年月日は、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。	5 資格審査の申請時期 (1) 資格者名簿登載日が令和6年4月1日となる資格申請 の電子申請及び申請書類の提出は、 令和5年9月15日(金)から令和5年11月15日(水)午後5時まで に行わなければならない。 なお、申請書類が上記期間内に千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)に到達したものを有効とするものとし、資格者名簿への登載は、審査の完了を条件とするものである。 (2) 資格者名簿登載日が令和6年7月1日以降の資格審査 の申請時期及び申請方法等については、別途行う公告(以下「随時申請等の公告」という。)に基づき 令和6年4月16日以降 に手続きを行うこと。 (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る競争入札の資格審査の申請については、当該調達を競争入札に付す旨の公告又は公示において定める方法に基づき手続きを行うこと。

入札参加資格審査の申請方法の具体例（国と地方公共団体の例）②

国（競争参加者の資格に関する公示(令和6年3月29日)）

3 競争参加資格の申請

(1) インターネットの場合

ア 申請の方法

別記3に掲げるウェブサイトアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。送信先の受付機関での受付完了後、申請内容確認のメールが、登録したメールアドレスあてに送信される。

なお、添付書類は、申請内容確認のメールに記載された受付機関あて郵送(書留郵便)等することもできる。

(ア) 登記事項証明書の写し(法人の場合)

(イ) 財務諸表(法人の場合)又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)

(ウ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書の写し(電子納税証明書を含む。)(個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3とする。)

A 消費税及び地方消費税(法人及び個人)

B 法人税(法人の場合)

C 所得税(個人の場合)

(2) 持参又は郵送等の場合

ア 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)」(以下「申請書」という。)は、別記3に掲げるウェブサイトアクセスし、申請書を出力する。また、競争参加資格を得ようとする者は、別表に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

イ 申請書の提出方法

申請書に本公示3(1)に掲げる書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に提出すること。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く10時から16時(執務時間内に限る。)とする。郵送(書留郵便)等も可。

千葉市（公告第699号(令和5年8月10日)）

4 資格審査の申請方法及び申請書類

(1) 申請者は、インターネットを利用して、ちば電子調達システム(以下「調達システム」という。)のホームページ(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>)にアクセスし、入札参加資格申請システムに必要事項を入力することにより資格審査の申請(以下「電子申請」という。)を行わなければならない。

(2) 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、申請マニュアルに掲げる書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)に提出しなければならない。

(3) 電子申請を行うに当たっては、申請マニュアルを熟読の上、千葉県電子自治体共同運営協議会の定める入札参加資格申請システム運用基準に基づき行うこと。

(4) 申請書類の提出先は、次のとおりとする。

〒260-0855

千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁南庁舎2階

千葉県電子自治体共同運営協議会(共同受付窓口)

6 申請マニュアル等の入手先（略）

申請マニュアル及び申請書類の様式は、調達システムのホームページよりダウンロードするものとする。

入札参加資格審査の申請方法の具体例（国と地方公共団体の例）③

国（競争参加者の資格に関する公示(令和6年3月29日)）	千葉市（公告第699号(令和5年8月10日)）
3 競争参加資格の申請 (3) 申請書等の作成に用いる言語 ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。 イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。	7 電子申請等に使用する言語等 (1) 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる文字は、ちば電子調達システム利用規約第12条に定める、調達システムで使用可能な文字とする。 使用できない文字を使用している場合は、申請可能な他の漢字、ひらがな又はカタカナに置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL(ホームページのアドレスをいう。)等については、アルファベットを用いることができる。 (2) 申請書類のうち財務諸表は、日本語で作成しなければならない。なお、その他書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記、又は添付すること。 (3) 電子申請及び申請書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記録又は記載すること。
4 競争参加者の資格及びその審査（略）	8 資格審査及び等級区分（略）
5 資格審査結果の通知 「資格審査結果通知書」により通知(申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等)する。	9 資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載等 (1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者(以下「入札参加資格者」という。)は、資格者名簿に登載するものとし、第3号の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。
6 資格の有効期間 (1) 定期審査による資格 令和7年1月31日までに受け付けた競争参加資格の有効期限は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。 (2) 随時審査による資格 令和7年2月1日以降に受け付けた競争参加資格の有効期限は、資格を付与されたときから令和10年3月31日までとする。	9 資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載等 (2) 資格者名簿の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。 ただし、次期の資格者名簿が作成されるまで延長することができるものとする。 (2) 資格者名簿の有効期間は、資格者名簿登載日から令和8年3月31日までとする。【随時申請(千葉市公告第256号(令和6年3月18日))】

入札参加資格審査の申請方法の具体例（国と地方公共団体の例）④

国（競争参加者の資格に関する公示(令和6年3月29日)）	千葉市（公告第699号(令和5年8月10日)）
7 資格を発行しない場合及び取り消す場合 予算決算及び会計令第70条第3号に該当する場合は、資格を発行しない。また、資格を取得した者が有効期間の途中で同条同号に該当することになった場合及び該当することが判明した際は、資格を取り消すものとする。	1 入札に参加することができる者（略） 13 入札参加資格の取消し (1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、市長はその者の資格を取り消すものとする。 ア 1の第1号から第13号のいずれかに該当することとなったとき。 イ 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。 ウ 資格に係る営業を廃止したとき。 エ 入札参加資格者から、調達システムを使用して入札参加資格の取消しの申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があったとき。 (2) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、市長は、その者の資格を取り消すことができる。 ア 資格審査の申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚したとき。 イ 随時申請等の公告の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないとき。 ウ 資格に係る営業を長期間にわたり休止したとき。 (3) 前2号の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、市長は、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。
8 競争参加資格を有する者の名簿の公開及び資格審査に関する照会先別表に掲げる申請場所（略→省庁窓口） 競争参加資格を有する者の名簿(業者コード、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者、電話番号・FAX番号、営業品目、等級・企業規模等)は、別記3に掲げるウェブサイトにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。 また、申請者の同意がある場合、地方公共団体に対し、入札参加資格審査のために申請情報及び添付資料を提供することがある。	9 資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載等 (3) 資格者名簿は、有効期間中、千葉市オープンデータの推進に関する指針に基づき、オープンデータとして、次の事項について調達システムの入札情報サービス及び千葉市契約課ホームページにおいて公表するものとする。 ア 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等 イ 登録業種及び等級

入札参加資格審査の申請方法の具体例（国と地方公共団体の例）⑤

国（競争参加者の資格に関する公示（令和6年3月29日））

9 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、**次の事項に変更**があった場合は、速やかに別記3に掲げる**ウェブサイト**にアクセスし、**必要事項を入力の上で次の添付書類を送信するか、又は「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」（以下「変更届」という。）**に次の添付書類を添え、**持参又は郵送等**を行うこと。

なお、変更届の入手方法及び提出方法については、本公示3〔競争参加資格の申請〕に示すものと同様とする。

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合（略）

イ 「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合（略）

ウ 「希望する資格の種類」又は「調達する物品等（営業品目）」の場合（略）

エ 「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合（略）

オ その他の事項の場合

本公示3の申請を改めて行うこと。

(2) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続

有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各1部を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に速やかに提出すること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書の写し

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。

千葉市（公告第699号（令和5年8月10日））

12 変更及び業種追加等の届出

(1) 電子申請及び申請書類の提出をした者で、申請日から令和6年3月31日までの期間に、**申請マニュアルに掲げる事項について変更が生じた場合は、令和6年3月1日以降速やかに調達システムを使用して変更の届出を行わなければならない。**

また、**届出を行った後は**、入札参加資格審査申請書記載事項変更届等を印刷し、その事実を証する**書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出**しなければならない。

(2) 令和6年4月1日以降に、入札参加資格者が次のいずれかに該当した場合に行う電子申請及び申請書類の提出は、随時申請等の公告に基づき手続を行うこと。

ア 入札に参加できる資格に係る営業を廃止又は休止した場合

イ 申請マニュアルに掲げる事項について変更を生じた場合

ウ 登録済みの業種のほかに新たな業種を追加する場合

エ 入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した場合（入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする場合を含む）

オ 入札参加資格の取消しの申請を行う場合

入札参加資格審査の申請方法の具体例（国と地方公共団体の例）⑥

国（競争参加者の資格に関する公示(令和6年3月29日)）	千葉市（公告第699号(令和5年8月10日)）
9 その他 (3) 合併・分社等の場合の手続 有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示3の申請を改めて行うこと。 (4) 廃業等の場合の手続 有資格者に廃業等(廃業・倒産・破産)があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に速やかに届け出ること。郵送(書留郵便)等も可。 (5) 資格審査結果通知書の再発行 紛失等による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に提出すること。	
10 令和6年度において、全省庁統一資格を得ようとする者の申請方法等については、本公示以降、本公示3から9に準ずるものとする。 ただし、公示6については、資格を付与されたときから令和7年3月31日までとする。	
	10 事業協同組合等(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。)の特例 建設工事の事業協同組合等のうち、官公需適格組合(中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)に係る資格審査の申請においては、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員(以下「選択組合員」という。)に係る4の第2号に定める書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

入札参加資格審査の申請方法の具体例（国と地方公共団体の例）⑦

国（競争参加者の資格に関する公示(令和6年3月29日)）	千葉市（公告第699号(令和5年8月10日)）
	11 共同企業体の特例 特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に市長が定めるものとする。
	14 申請情報の取扱い (1) 申請者に関する情報については、千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者を市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類を求めることがある。 (2) 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当すると認められるときは、排除措置等を講じるものとする。
	15 その他 市長は資格者名簿登載後において、入札参加資格者に対して、経営内容及び納税状況等を調査するため、必要に応じ、書類等の提出を求めることができる。

共通化する事項について

- 物品・役務等に係る入札参加資格審査の申請方法について、どのような事項を共通化の対象とするか。
- 国の「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年3月29日)や地方公共団体の公告の例を参考に、以下の事項について、地方公共団体の事務の実情も考慮しながら共通化を図ることが考えられるか。このほか、共通化すべき事項はあるか。

入札参加資格審査の申請方法の共通化する事項(案)

1 資格の有効期間・開始時期

- ・ 1年8か月／2年／3年／4年
- ・ ○月○日～

2 申請の受付方式

- ・ 定期申請(+追加申請)／随時申請

3 申請の受付時期・期間

- ・ 受付開始時期(○月○日～)
- ・ 受付期間(～○月○日・○か月間)

4 審査の基準日

- ・ 申請日

5 申請に使用する言語等

- ・ 申請書等の日本語作成
- ・ 金額欄の日本通貨記載

6 審査結果の通知方法

- ・ 全事業者郵送／メール通知／システム閲覧／HP公表 等

7 資格を有する者の名簿の公開

- ・ 窓口等／システム閲覧／HP公表／未公表 等

● 申請方法(受付方法) (変更申請の場合を含む。)

- ・ 入札参加資格審査申請システム／郵送／対面



システム検討部会
において別途検討

● 変更届の提出が必要となる申請項目等・事由等

- ・ 住所・商号又は名称・代表者氏名 等
- ・ 更生手続の決定・合併等・廃業等 等



共通申請項目等と
合わせて別途検討

※ 資格の種類及び調達する物品等の種類については、共通申請項目等の検討に合わせて別途検討中。

※ 審査・等級区分については、各地方公共団体が契約の規模や内容の実態その他の地域の実情に応じて定めるものであり、共通化になじまないか。
資格の取消し事由についても同様に共通化になじまないか。

※ 官公需適格組合の特例については、審査基準に関するものであり、上記同様、共通化になじまないか。

- 1 検討の背景
- 2 共通化する事項
- 3 共通の申請方法（たたき台）の検討

地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査の概要

- 総務省の「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」(令和5年12月)において、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性として、以下が提言された。
 - ・ 入札参加資格審査の申請様式・項目等の共通化についてさらに踏み込んだ取組を行うこと
 - ・ 申請方法の共通化を進めること
 - ・ 広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備すること
- 総務省と地方公共団体で構成する「**地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会**」において、**これらの取組に関する具体の検討を行うに当たって、調達関連手続の実態を把握**する必要があるため、令和6年3月に以下の**調査を実施**。

1. 入札参加資格審査申請に係る標準項目等の導入状況※

- ① 導入状況
- ② 導入予定時期
- ③ 導入に係る課題、導入しない理由 等

※ 総務省が国の申請項目等を参考にして令和3年に取りまとめ、地方公共団体に活用を要請した標準の申請項目・添付書類等。

2. 物品製造等の入札参加資格審査の申請方法の状況

- ① 申請時期・受付期間
- ② 入札参加資格の有効期間
- ③ 申請の受付方法 (対面／郵送／メール／システム等)
- ④ 審査結果の通知方法
- ⑤ 資格者名簿の公開方法 等

3. 物品製造等の入札参加資格申請の共同受付の状況

- ① 共同受付の開始時期
- ② 共同受付を行っている団体数・団体の枠組み
- ③ 共同受付の体制 (構成・システム整備・人的体制・経費負担)
- ④ 共同での受付方法
- ⑤ 共同での審査方法 等

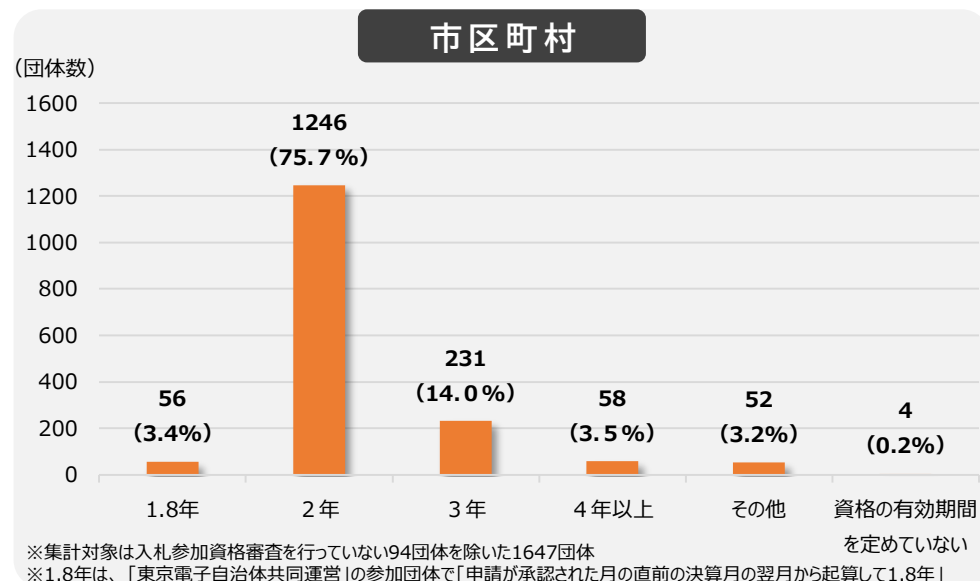
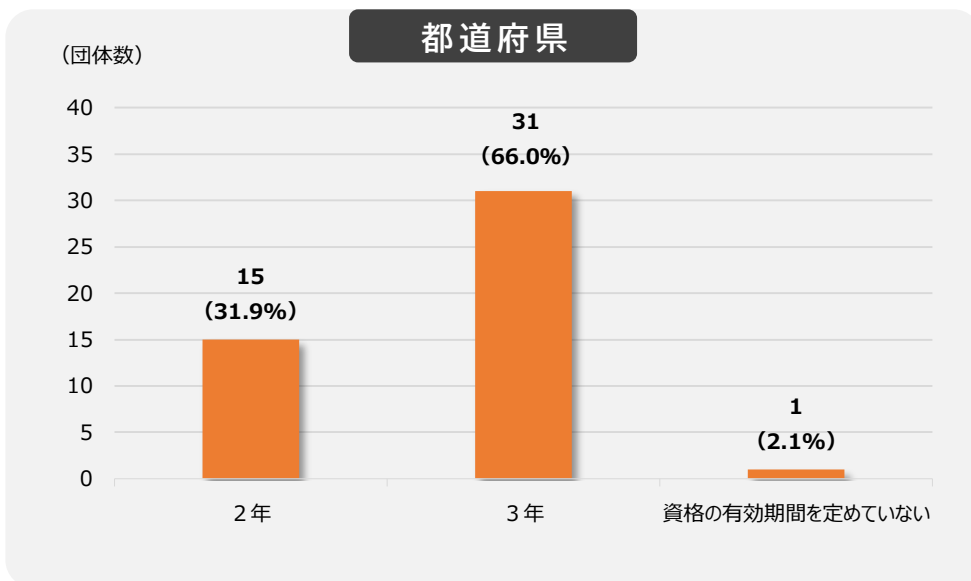
4. 調達関連手続のデジタル化の状況

- ① システムの整備状況
- ② 他団体と共同したシステム整備の有無
- ③ システム環境 (クラウドサービス／オンプレミス)
- ④ 事業者のオンラインでの手続の可否
- ⑤ 署名・押印の見直しの有無 等

1 資格の有効期間・開始時期①

- 「資格の有効期間」※について、都道府県においては、「3年」としている団体が最も多くなっており(31団体(66.0%))、市区町村においては、「2年」としている団体が最も多くなっている(1,246団体(75.7%))。

※ 最長の期間。一般に、定期申請後に随時申請(又は追加申請)をした場合、当該随時申請に基づき付与される資格の期間は、資格付与からあらかじめ定められた特定の期日までとされる。



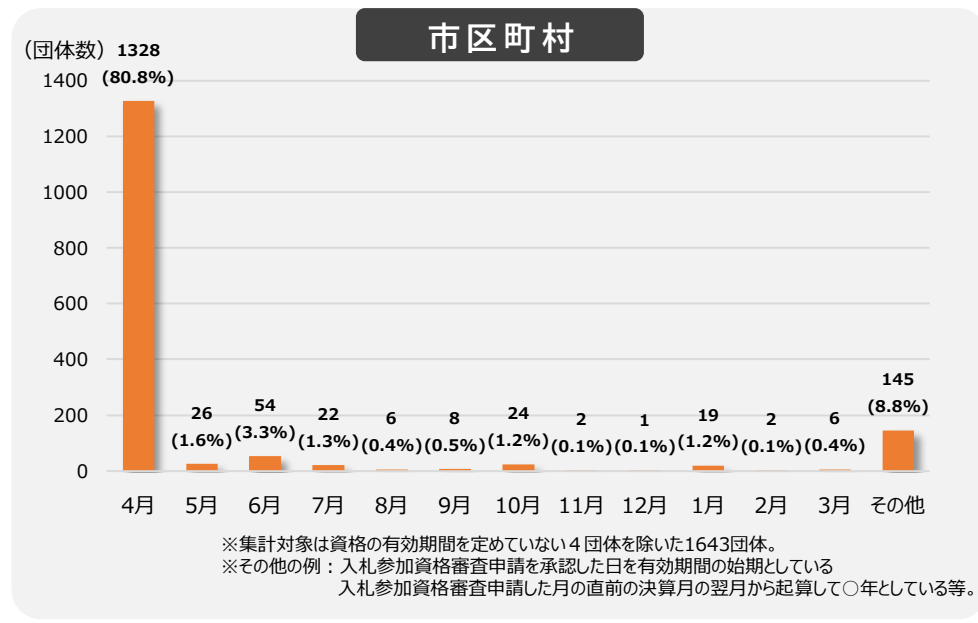
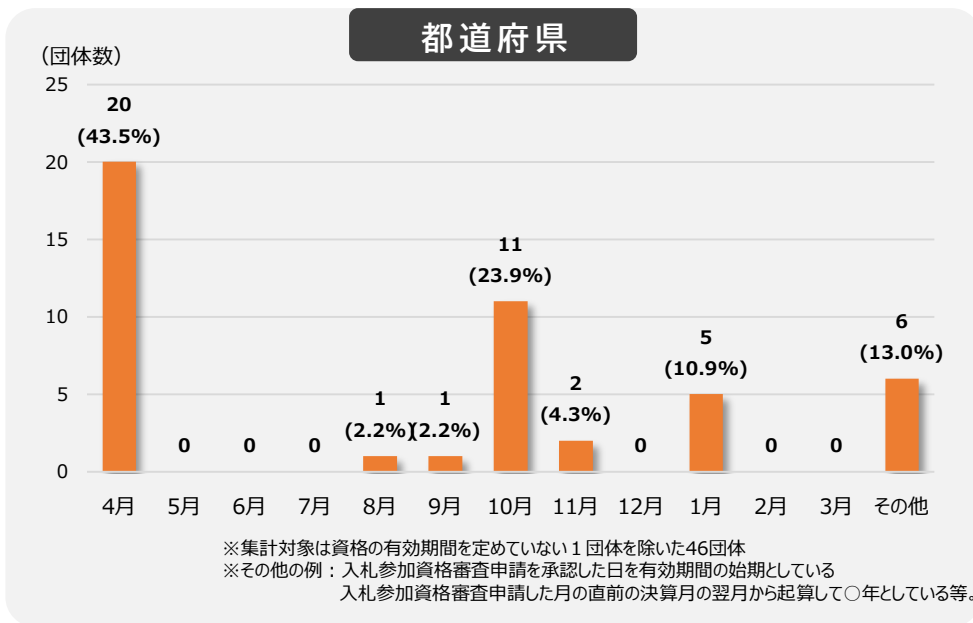
※ 「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

共通化の検討

- 「資格の有効期間」について、**市区町村**については「**2年**」としている団体が最も多くなっている一方、**都道府県**については「**3年**」としている団体が最も多くなっている。都道府県においては、市区町村よりも申請事業者数が多いことから、審査に係る事務負担を考慮して有効期間を長く設定する傾向にあるものと考えられる。
- このような中、**有効期間を「2年」とすることは、当該期間を「3年」としている地方公共団体にとって**大きな事務負担の増となり、審査に係る**事務処理を困難なものとするおそれがあるか。**
- 他方、有効期間を「3年」として運用している地方公共団体が一定数あることを踏まえると、現在、当該期間を「2年」としている地方公共団体において、当該期間を「3年」とすることに大きな支障は生じないか。
- これを踏まえ、**共通の「資格の有効期間」については、「3年」とすることが考えられるか。**

1 資格の有効期間・開始時期②

- 「資格の有効期間の開始時期」について、都道府県については、「4月」としている団体が最も多くなっており(20団体(43.5%))、次に、「10月」としている団体が多くなっている(11団体(23.9%))。
- 市区町村については、「4月」としている団体が最も多くなっている(1,328団体(80.8%))。



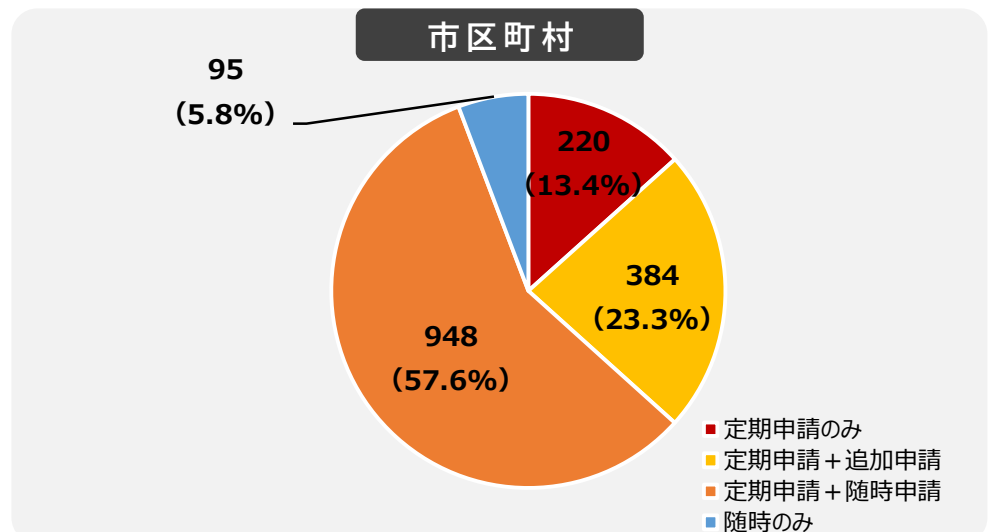
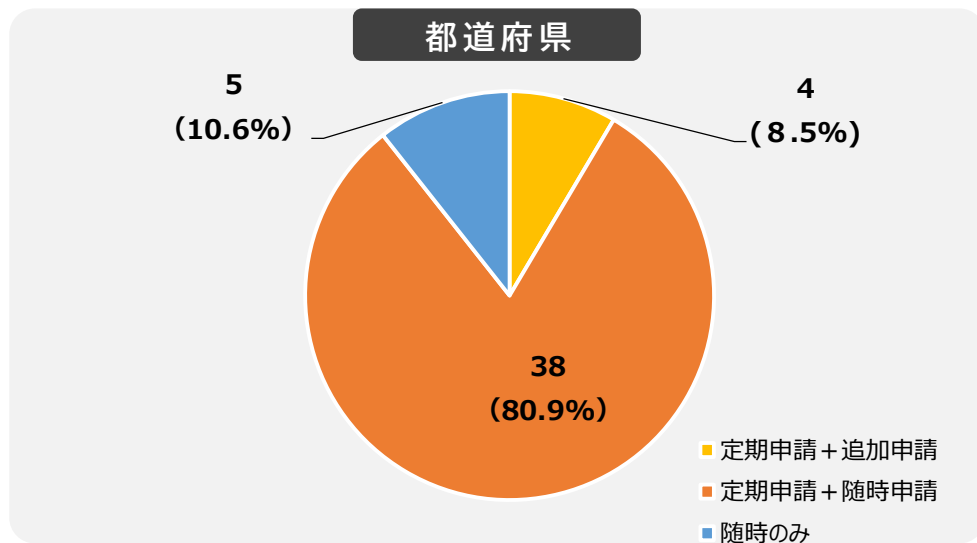
※「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

共通化の検討

- 都道府県においては、「10月」としている団体も一定数あるが、都道府県・市区町村ともに「4月」としている団体が多数であることを踏まえ、**共通の「資格の有効期間の開始時期」については、「4月1日」とすることが考えられるか。**

2 申請の受付方式

- 都道府県については、42団体(89.4%)が「定期申請」を採用しており、このうち、38団体(80.9%)は、「随時申請」を併用している。
- 市区町村については、1,552団体(94.3%)が「定期申請」を採用しており、このうち、948団体(57.6%)は、「随時申請」を併用している。また、「随時申請」を併用していない団体のうち、384団体(23.3%)は、定期申請ののち、「追加申請」(定期申請の受付期間後に一定の期間を区切って申請を受付)の期間を設けている。



※ 「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

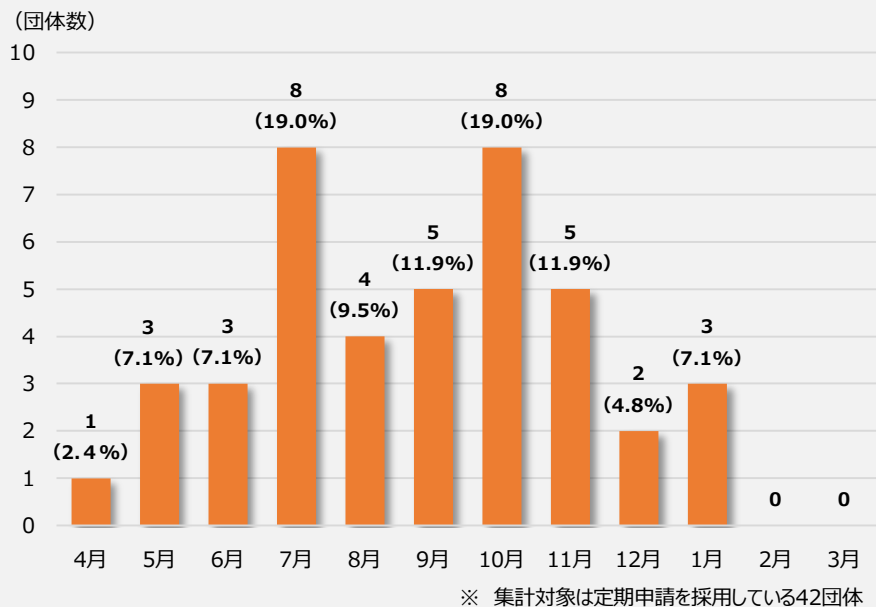
共通化の検討

- 都道府県・市区町村ともに「定期申請」を採用している団体が多数となっている。
- また、「定期申請」に加えて「随時申請」や「追加申請」を併用している団体が多数となっているが、「随時申請」等を採用していない市区町村からは、「定期申請」に加えて新たに「随時申請」等を採用することは、事務負担が大きく困難であるとの声がある。
- 他方で、事業者の事務負担を軽減する観点からは、申請の受付期間はできる限り長期であることが望ましい。
- 以上を踏まえ、**申請の受付方式については、「定期申請」を採用することを共通**(合わせて申請の受付時期・期間も共通化)としつつ、地方公共団体の判断により、「定期申請」に加えて「随時申請」又は「追加申請」を併用することができることとすることが考えられるか。

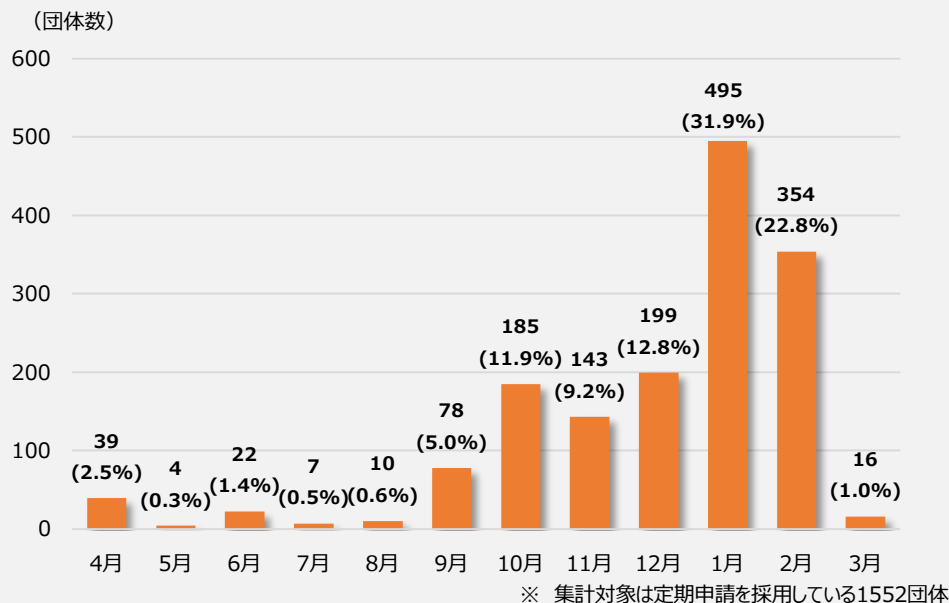
3 申請の受付時期・期間（定期申請①）

- 都道府県については、「資格の有効期間の開始時期」を「4月」としている団体が最も多いところ、4月からの当該期間の開始に向け、「9月」から「11月」にかけて申請の受付を開始する団体が多くなっている。
- また、「資格の有効期間の開始時期」を「10月」としている都道府県も一定数あるところ、10月からの当該期間の開始に向け、「5月」から「7月」にかけて申請の受付を開始する団体も多くなっている。
- 市区町村については、4月の資格の有効期間の開始に向け、「9月」から「2月」にかけて申請の受付を開始する団体が多くなっている。

都道府県



市区町村



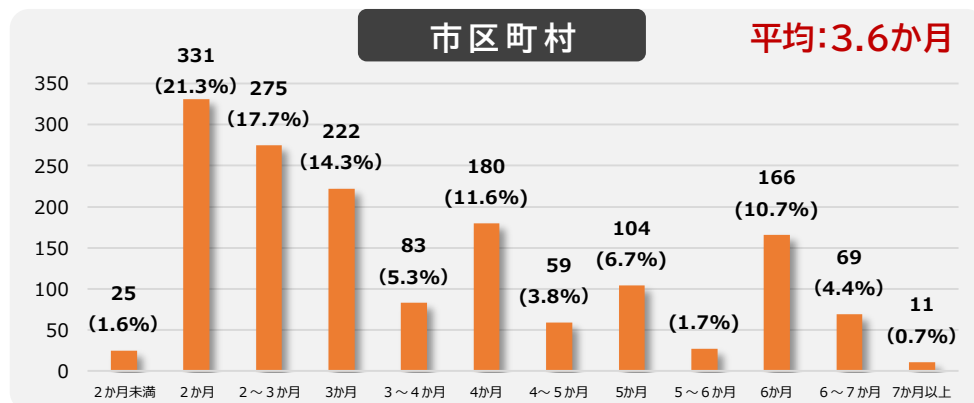
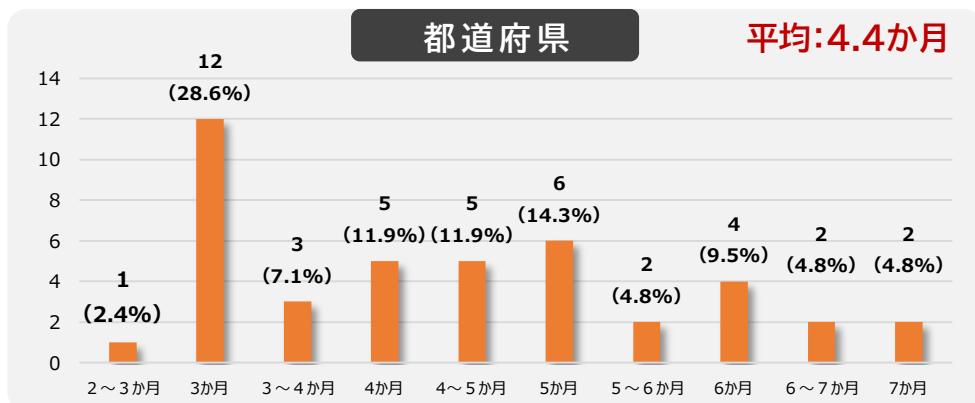
※ 「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

3 申請の受付時期・期間（定期申請②）

- また、「申請の受付の**開始**時期」から「資格の有効期間の開始時期」までの期間は、団体ごとに大きく異なっており、
 - ・ **都道府県**については、**平均4.4か月**、**最長**では「**7か月**」となっている。
 - ・ **市区町村**については、**平均3.6か月**、**最長**では「**7か月以上**」となっている。
- さらに、「申請の受付の**終了**時期」から「資格の有効期間の開始時期」までの期間についても、団体ごとに大きく異なっており、
 - ・ **都道府県**については、**平均2.8か月**、**最長**では「**5か月**」となっている。
 - ・ **市区町村**については、**平均2.3か月**、**最長**では「**6か月以上**」となっている。

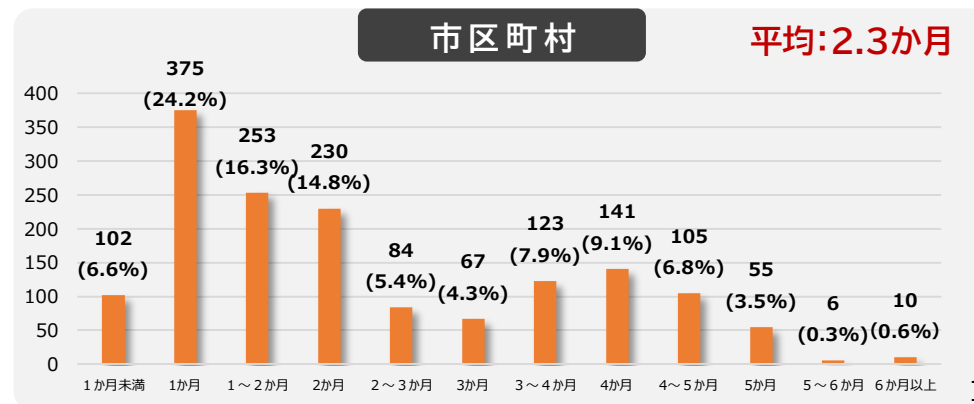
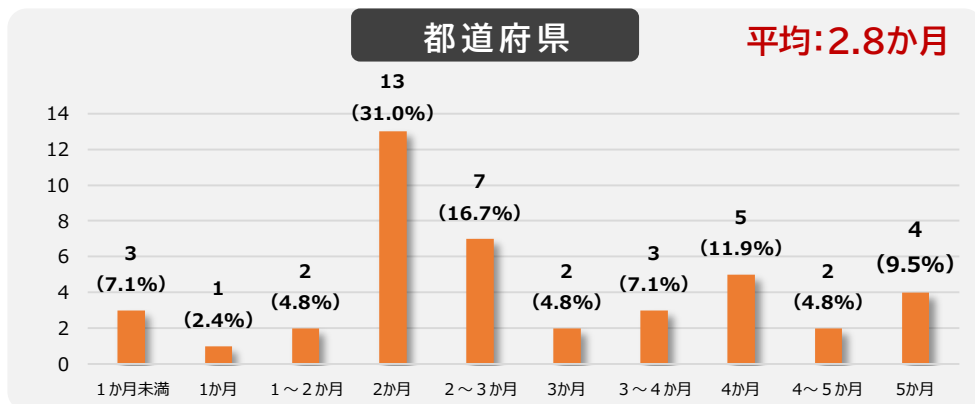
<申請の受付の**開始**時期から資格の有効期間の開始時期までの期間>

※ 集計対象は定期申請を採用している団体（都道府県42団体、市区町村1552団体）



<申請の受付の**終了**時期から資格の有効期間の開始時期までの期間>

※ 集計対象は定期申請を採用している団体（都道府県42団体、市区町村1552団体）

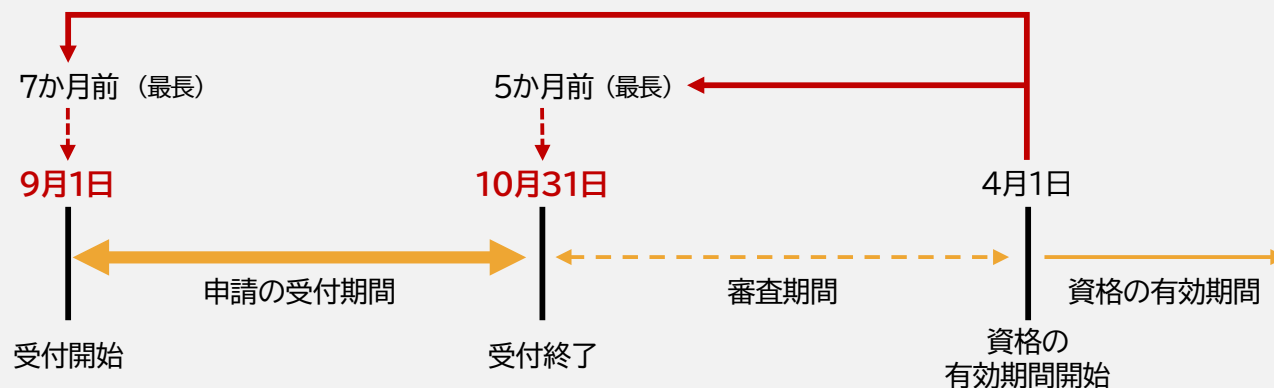


3 申請の受付時期・期間（定期申請③）

共通化の検討

- 「**資格の有効期間の開始時期**」と、「**申請の受付の開始時期**」及び「**申請の受付の終了時期**」との期間については、市区町村と比べ、都道府県の方が長く設定する傾向にある。**都道府県においては**、市区町村よりも申請事業者数が多いことから、**申請の受付期間を長く設定**することによって、十分な審査期間を確保しようとしているものと考えられる。
- このような中、市区町村に合わせて当該期間を短くすることは、都道府県の期間内の審査完了を困難なものとするおそれがあるか。このため、**申請の受付期間については、都道府県に合わせて設定**することが考えられるか。
- 都道府県について、「申請の受付の開始時期」から「資格の有効期間の開始時期」までの期間を「3か月」としている団体が最も多くなっているが、各団体は、審査体制等の事務の実情や申請事業者数等を基に申請の受付期間を定めているところであり、当該期間は最長「7か月」となっている。このような団体において、当該期間を大幅に短縮することは、上記同様、期間内の審査完了を困難なものとするおそれがあるか。（資格の有効期間の終了時期（最長「5か月」前）についても同様に考えられるか。）
- これを踏まえ、**共通の「申請の受付時期・期間」**については、資格の有効期間の開始時期と受付の開始時期等との期間が最も長い都道府県に合わせることとし、「**資格の有効期間の開始時期**」の「**7か月前**」から「**5か月前**」までとすることが考えられるか。具体的には、共通の「資格の有効期間の開始時期」を4月1日とした場合、「**9月1日から10月31日まで**」とすることが考えられるか。
- なお、申請の受付期間を共通化した場合においても、地方公共団体が実際に審査を行い、資格を付与する期間（審査期間）については、各地方公共団体が、事務の実情を踏まえて任意に設定することができることとすることが適当か。

共通の申請の受付期間の設定イメージ

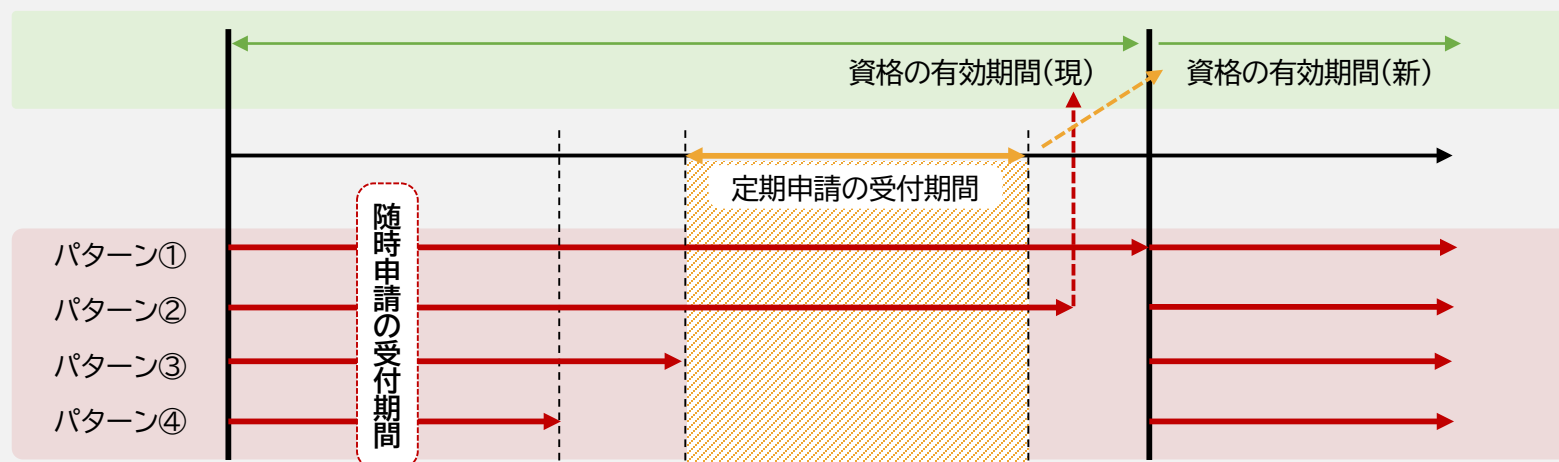


3 申請の受付時期・期間（随時申請の状況）

- 随時申請の受付開始時期や期間等（「受付期間」）の設定方法は、地方公共団体ごとに異なっている。そこで、8割以上が定期申請と随時申請を併用している都道府県の随時申請の「受付期間」を分析したところ、以下のようなパターンがみられた。

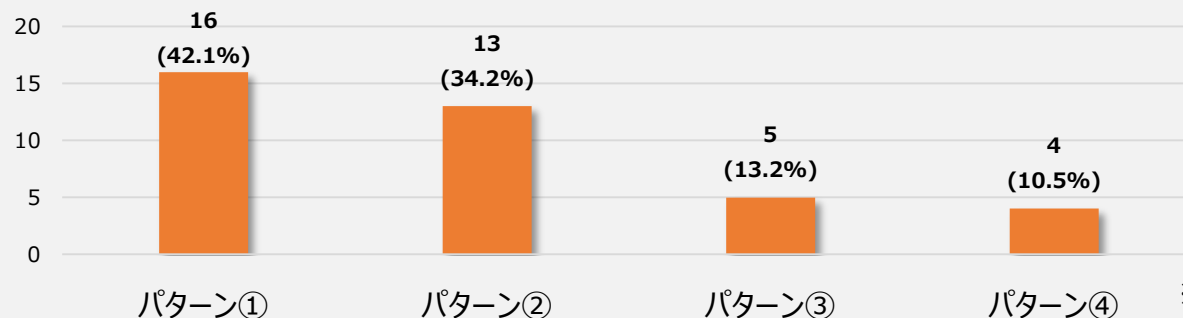
- ↑ 長
↑ 受付期間
↓ 短
- ・ パターン①：受付期間に定めがないもの
 - ・ パターン②：定期申請の受付期間終了後、新規の資格の有効期間の直前まで受付を行うもの
 - ・ パターン③：定期申請の受付期間開始まで受付を行うもの
 - ・ パターン④：定期申請の受付期間の一定期間前まで受付を行うもの。

各パターンのイメージ



都道府県の受付期間の設定状況

※ 集計対象は定期申請＋随時申請を採用している38団体



※ 「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

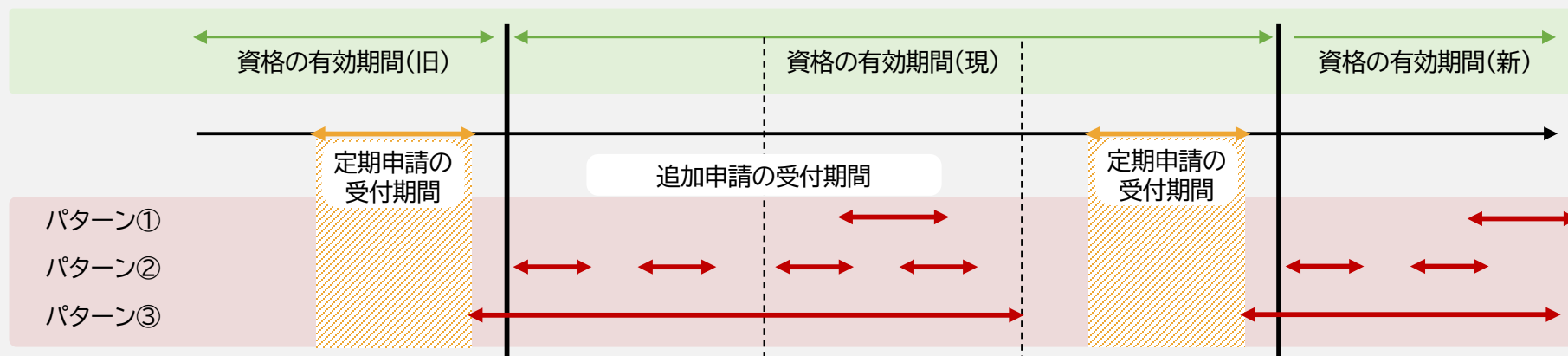
3 申請の受付時期・期間（追加申請の状況）

- 追加申請の「受付時期」や「期間」の設定方法は、地方公共団体ごとに異なっている。そこで、都道府県と比べ、多数の団体が追加申請を行っている市区町村の追加申請の「受付時期」・「期間」を分析したところ、以下のようなパターンがみられた。

短
受付期間
長

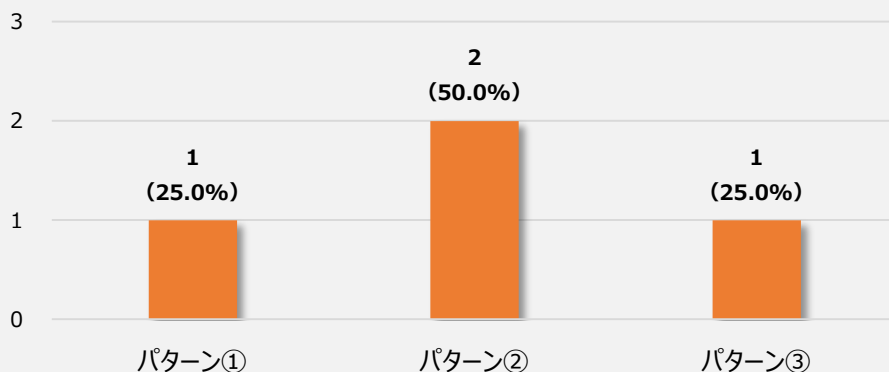
- パターン①：1年度に1回、追加申請の受付を行うもの
- パターン②：1年度に複数回、追加申請の受付を行うもの
- パターン③：定期申請の受付期間後から定期申請前までの一定期間、追加申請の受付を行うもの

各パターンのイメージ



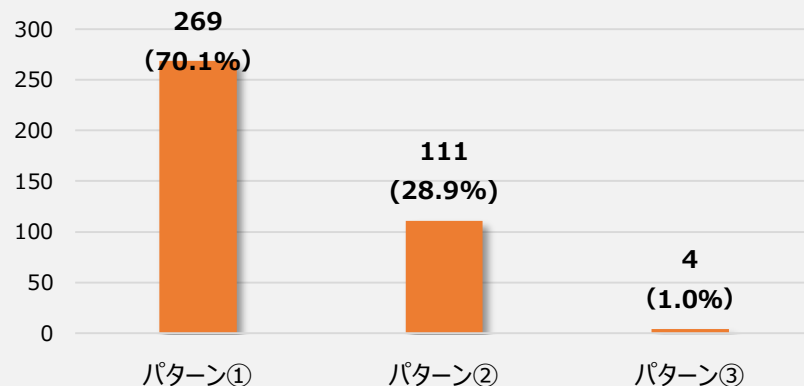
都道府県

※ 集計対象は定期+追加申請を採用している4団体



市区町村

※ 集計対象は定期+追加申請を採用している384団体



3 申請の受付時期・期間（随時申請・追加申請の共通化の検討①）

共通化の検討

- 地方公共団体は、審査体制等の事務の実情や入札参加者の確保の必要性等を踏まえ、随時申請や追加申請の受付の有無や受付時期・期間等をそれぞれ定めている。
- こうした中、随時申請の受付期間や追加申請の受付時期・期間を共通化することに伴い、各地方公共団体における随時申請の受付期間を長期化することや追加申請の回数を増加させることは、地方公共団体における審査事務の処理を困難とさせるおそれがあるか。
- 他方で、事業者の申請期間の確認等に係る事務負担を軽減する観点からは、随時申請や追加申請の受付期間等はできる限り共通化されることが望ましい。
- これを踏まえ、**随時申請や追加申請の受付時期・期間については、地方公共団体の事務負担をできる限り大きくしない範囲で共通化**するとともに、**地方公共団体の判断により、受付時期・期間を拡大できる**こととすることが考えられるか。

<随時申請の受付期間>

（受付期間のパターン）

- 上記の考え方を踏まえ、随時申請の共通化する受付期間については、受付期間が最も短いパターン④（定期申請の受付期間の一定期間前まで受付を行うもの）とすることが考えられるか。

（具体的な期間）

- パターン④を採用している都道府県における「**随時申請の期間の終了日**」から「**次回定期申請の開始日**」までの最も長い期間は「**6か月間**」となっている。
- これを踏まえ、**共通の随時申請の受付期間**は、**4月1日※から次回定期審査の直前の2月28日まで**とすることが考えられるか。

<パターン④を採用している団体の受付期間の状況>

	随時申請 の終了日	次回定期申請 の開始日	「随時申請の期間の終了日」 から「次回定期申請の開始日」 までの期間
A県	R7/9/12	R7/10/1	約20日間
B県	R8/8/31	R8/10/1	約1か月間
C県	R7/2/14	R7/4/1	約1.5か月間
D県	R6/3/11	R6/9/22	約6か月間

※「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」（令和6年3月総務省調査・速報）

※ 資格の有効期間の共通の開始時期を4月1日とする場合

3 申請の受付時期・期間（随時申請・追加申請の共通化の検討②）

共通化の検討

<追加申請の受付時期・期間>

（受付時期・期間のパターン）

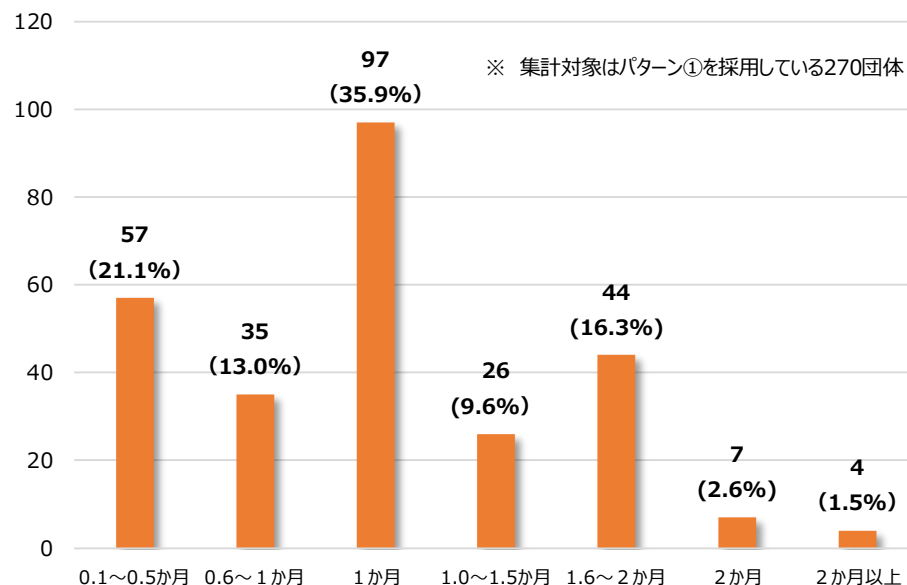
- 同様に、追加申請の共通化する受付時期・期間についても、受付期間が最も短くなるパターン①（1年度に1回、追加申請の受付を行うもの）とすることが考えられるか。

（具体の受付時期・期間）

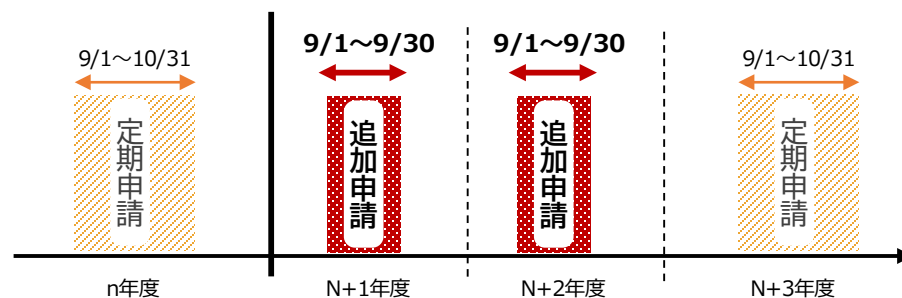
- パターン①を採用している地方公共団体における追加申請の受付期間は「1か月」が最も多くなっており（97団体（35.9%））、最も短い期間は「0.1～0.5か月」（57団体（21.1%））となっている。
- 共通とする受付期間について、最も短くする場合には、「0.1～0.5か月」を採用することとなるが、**事業者の利便性の観点からは、標準的な**（全国的に一般的な）**申請期間（「1か月」）**を採用することが適当と考えられるか。
- これを踏まえ、**具体の受付期間・時期は、定期申請の1年後及び2年後の9月1日から9月30日まで**※とすることが考えられるか。

※ 定期審査の共通の開始時期を9月1日とする場合

<パターン①を採用している団体の受付期間の状況>



<共通の追加申請の受付時期・期間のイメージ>



<審査の基準日>

共通化の検討

- **共通の「審査の基準日」**については、地方公共団体の例を参考に、「**資格審査の申請日**」とするか。その他の定め方はあるか。

【参考】 地方公共団体の定め方の例（千葉市 公告第699号(令和5年8月10日)）

2 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。(略)

<申請に使用する言語等>

共通化の検討

(1) 申請書等の作成に用いる言語

- 国と同様に、「**申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること**」とすることが考えられるか。

(2) 金額欄の記載方法

- 国や地方公共団体の例と同様に、「**金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること**」とすることが考えられるか。

【参考】 出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)(抄)

第十六条 収入官吏は、外国において納入者から外国貨幣を基礎とする収入金を外国貨幣で収納したときは、歳入徴収官に送付する報告書に別に定める外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載し、その傍にその収納した外国貨幣額を附記しなければならない。

【参考】 財務省告示第321号(令和5年12月26日)(抄)

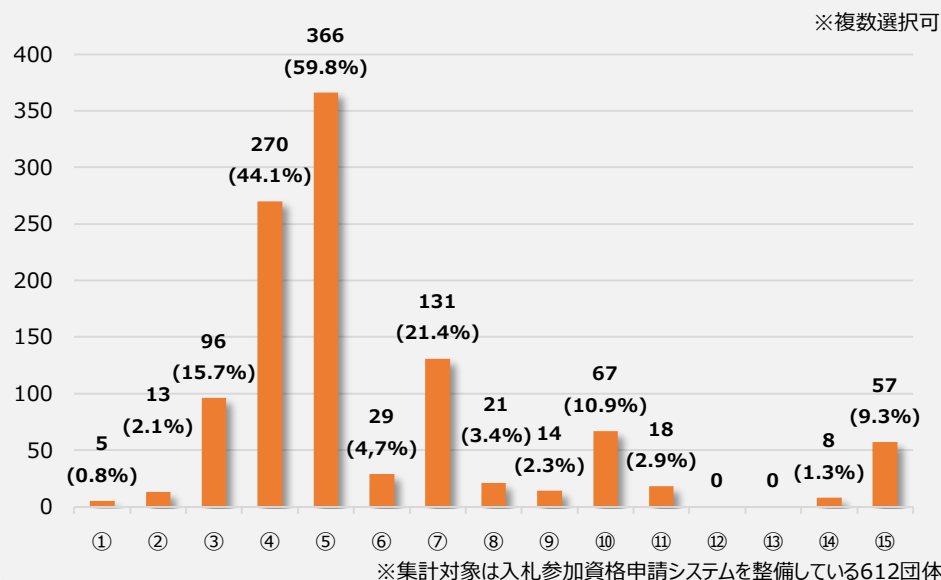
出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、令和六年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(令和四年十二月財務省告示第三百三十四号)は、同日から廃止する。

- 一 アメリカ合衆国通貨一ドルにつき本邦通貨 一三九円
- 二～百四十 (略)

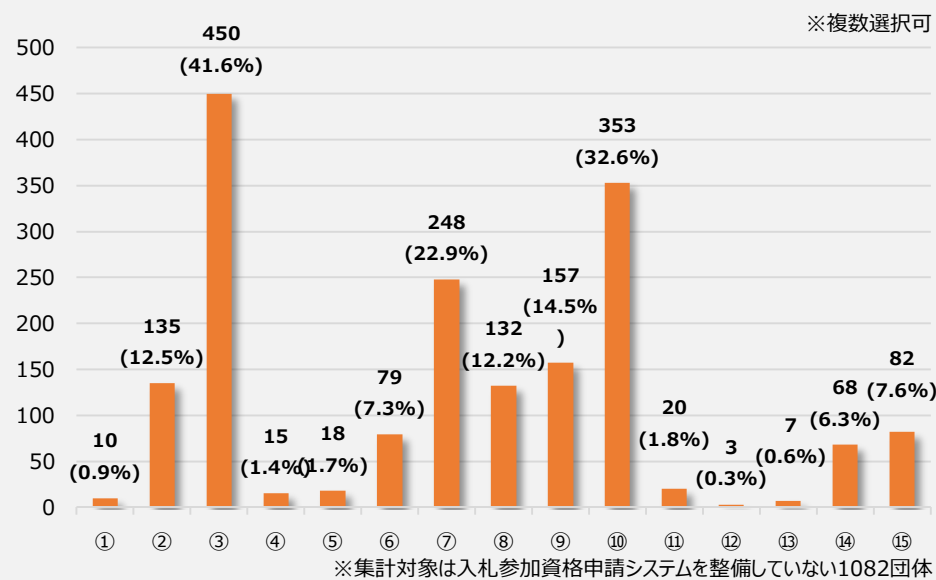
6 審査結果の通知方法（状況）

- 入札参加資格審査申請システムを整備している地方公共団体(612団体)の通知方法については、「申請者がシステム上で閲覧」する方法が最も多くなっており(366団体(59.8%))、次に、「全ての申請者にメール」する方法が多くなっている(270団体(44.1%))。
- 入札参加資格審査申請システムを整備していない地方公共団体(1,082団体)の通知方法については、「全ての申請者に書面を郵送」する方法が最も多くなっており(450団体(41.6%))、次に、「一部の申請者(希望者や資格を有しないこととされた者等)に書面を郵送」する方法が多くなっている(353団体(32.6%))。

入札参加資格審査申請システムを整備している団体



入札参加資格審査申請システムを整備していない団体



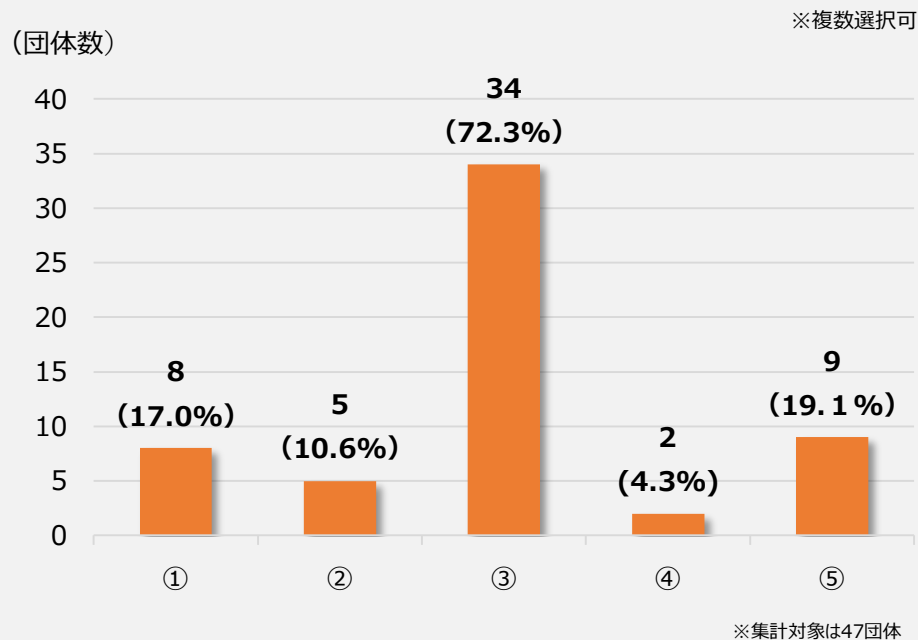
- ① 全ての申請者に口頭(電話等)で通知
- ② 全ての申請者に書面を窓口で交付して通知
- ③ 全ての申請者に書面を郵送して通知
- ④ 全ての申請者にメールで通知
- ⑤ 申請者がシステム上で閲覧できる
- ⑥ 窓口、掲示板等で公表、庁内の端末等で閲覧できる等
- ⑦ ホームページ上で公表
- ⑧ 一部の申請者(希望者や資格を有しないこととされた者等)にメールで通知

- ⑨ 一部の申請者(希望者や資格を有しないこととされた者等)に書面を窓口で交付して通知
- ⑩ 一部の申請者(希望者や資格を有しないこととされた者等)に書面を郵送して通知
- ⑪ 一部の申請者(希望者や資格を有しないこととされた者等)にメールで通知
- ⑫ 一部の申請者(区域内的の事業者等)を窓口、掲示板等で公表、庁内の端末等で閲覧できる等
- ⑬ 一部の申請者(区域内的の事業者等)をホームページ上で公表
- ⑭ 通知・公表していない
- ⑮ その他(例:事業者から希望があった場合に書面を郵送等)

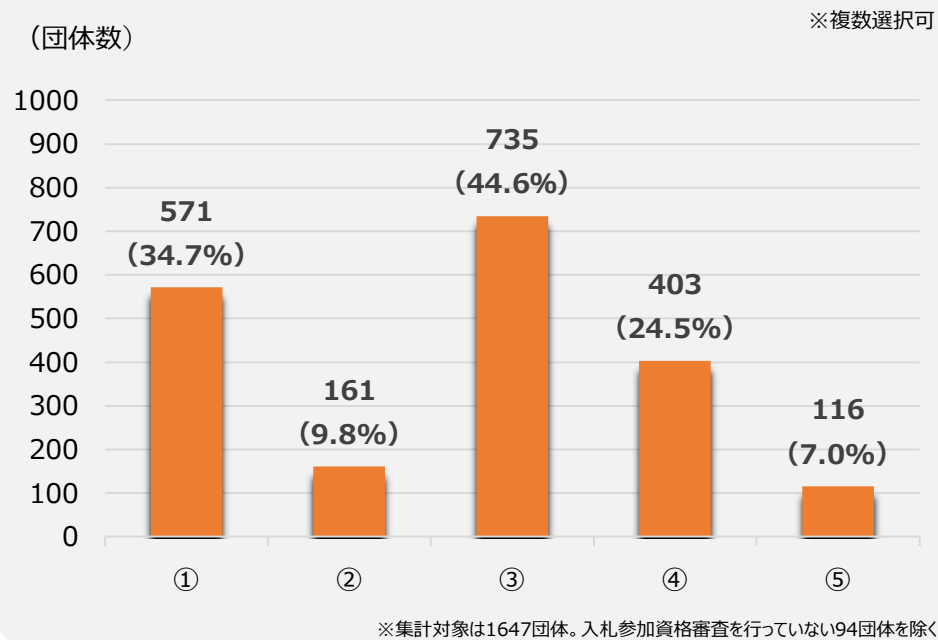
7 資格を有する者の名簿の公開（状況）

- 都道府県については、34団体(72.3%)が「ホームページで公表」している。
- 市区町村については、735団体(44.6%)が「ホームページで公表」している。
また、571団体(34.7%)が「窓口、掲示板、庁内の端末等で閲覧できる」こととしており、403団体(24.5%)は公表していない。

都道府県



市区町村



- ① 窓口、掲示板、庁内の端末等で閲覧できる
- ② 申請者がシステム上で閲覧できる
- ③ ホームページ上で公表
- ④ 公表していない
- ⑤ その他(例:申請者に限らずシステム上で閲覧可等)

※「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

6 審査結果の通知方法 / 7 資格を有する者の名簿の公開（共通化の検討）

共通化の検討

- 事業者の利便性を向上させる観点からは、事業者が審査結果や資格者名簿をオンラインによる方法で確認できるようにすることが望ましい。
- この点、審査結果の通知方法については、入札参加資格審査申請システムを整備している団体においては、「申請者がシステム上で閲覧」する方法や「全ての申請者にメール」する方法が採用されている一方、当該システムを整備していない団体においては、書面を郵送する方法が主となっており、オンラインによる方法の導入が進んでいない。
- 当該システムを整備した場合に、審査結果をどのように通知すべきか（システムにどのような機能を設けるか）については、今後の広域又は全国的な共通システムの整備に係る検討に合わせて検討する必要があるが、当該共通システムが整備されるまでの間においても、システムを整備していない団体も含め、事業者が審査結果をオンラインによる方法で確認できるよう共通化すべきか。また、資格者名簿について、事業者がオンラインによる方法で確認できるよう共通化すべきか。
- 具体的には、審査結果（資格者名簿等）をホームページで公表することをもって審査結果の通知に代えている団体が一定数あることを踏まえ、審査結果をホームページ（又はシステム上）で公表する（資格者名簿を公表する）ことを共通化するか。
- また、必ずしも全ての地方公共団体が「全ての事業者に書面を郵送して通知」していない現状や、通知の発送に係る地方公共団体の事務負担を踏まえ、全ての事業者に書面を郵送して通知することは要しない（共通化しない）こととすることが考えられるか。
- ただし、審査の結果、資格を有しないこととされた者については、資格者名簿に登載されないことから、当該者にとっては、資格者名簿が公表されるのみでは、資格を有しないこととされたのかどうか必ずしも明らかでないこととなる。また、ホームページを閲覧することのできない小規模事業者においても審査結果を確認することが可能となるよう配慮が必要であるか。
- これを踏まえ、審査結果がシステム上で（資格を有しないこととされたことが明らかになる形で）閲覧でき、又は申請者にメールされる場合を除き、資格を有しないこととされた者には、「書面を郵送して通知」することが考えられるか。また、システム上で閲覧でき、又は申請者にメールされる場合であっても、希望者に対しては「書面を郵送して通知」することが考えられるか。

共通化

- 審査結果（資格者名簿）をホームページで公表（又はシステム上で閲覧可能とする）
- 資格を有しないこととされた者に対しては、書面を郵送して通知（システム上で閲覧でき又はメールされる場合を除く。）。その他希望する者に対しても書面を郵送して通知。

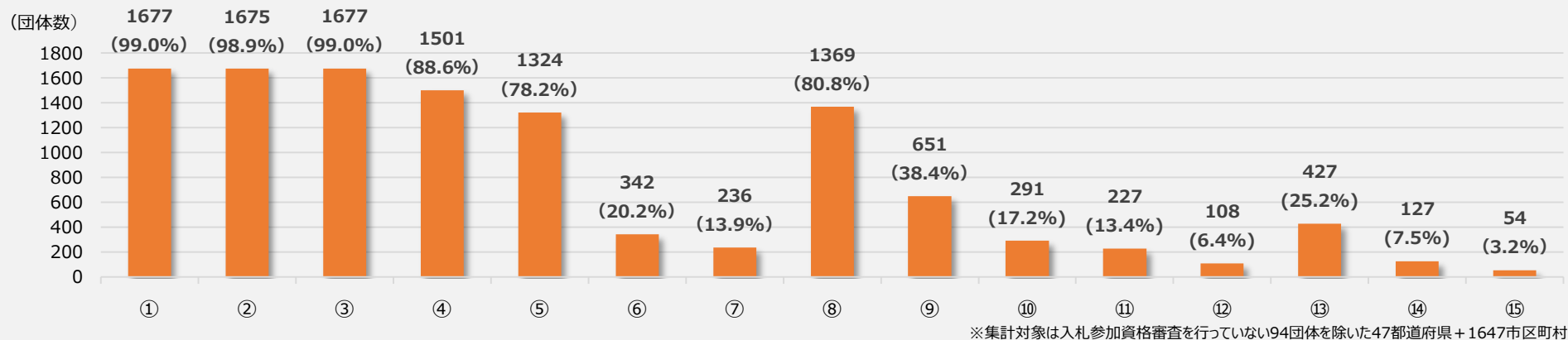
地方公共団体の判断により任意に実施

- 申請者に書面を窓口で交付して通知
- 全ての申請者に書面を郵送して通知
- メールで通知（システムからの自動送信等）等

その他 変更届の提出が必要となる申請項目等

- 事業者が申請した項目等に変更が生じた場合の届出について、変更を届け出なければならない申請項目等やその事実を証する必要書類については、地方公共団体ごとに異なっているが、「住所(所在地)」、「商号又は名称」、「代表者氏名・役職」、「希望する資格の種類の削減」、「希望する資格の種類の追加」、「印鑑(使用印等)」については、多くの団体が変更届の提出を求めている。

変更届の提出が必要となる申請項目等



- ① 住所(所在地) ② 商号又は名称 ③ 代表者氏名・役職 ④ 希望する資格の種類の削減 ⑤ 希望する資格の種類の追加
⑥ 代理人(行政書士等) ⑦ 担当者 ⑧ 印鑑(使用印等) ⑨ その他

<⑨その他の例>

- ⑩ 電話番号 ⑪ FAX番号 ⑫ メールアドレス ⑬ 入札・契約等の権限の受任者情報 ⑭ 資本金
⑮ 会社の合併・分割等に伴う情報の変更

※「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査」(令和6年3月総務省調査・速報)

共通化の検討

- 事業者の事務負担を軽減する観点から、**変更を届け出なければならないこととする申請項目等やその事実を証する必要書類について共通化**することが考えられるか。具体的な申請項目等や必要書類については、今後、共通申請項目等の検討と合わせて検討することとするか。
- 変更を届け出なければならない申請項目等について、上記のほか、必要なものはあるか。
- 変更を届け出なければならない申請項目等についても、申請時の申請項目等と同様、共通項目等と選択項目等を設けることとする必要があるか。

入札参加資格審査の共通の申請方法（たたき台） 一覧

		共通申請方法 （たたき台）	国（統一資格）	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨市町村 総合事務組合
1	資格の有効期間	3年	3年	2年	2年	2年	2年	1.8年	2年	2年
	資格の有効期間の 開始時期	4月1日	4月1日	4月1日	10月1日	4月1日	4月1日	登録申請が承認された 月の直前の決算月の翌 月から起算して1年8か 月後の月の末日	4月1日	4月1日
2	申請の受付方式	※ 定期申請 + 随時・追加申請の受付は 各団体の任意	定期申請 + 随時申請	定期申請 + 随時申請	定期申請 + 随時申請	定期申請 + 随時申請	定期申請 + 随時申請	随時申請	定期申請	定期申請
3	申請の受付時期・ 期間 （定期申請）	9月1日 10月31日	令和4年1月11日 令和4年1月31日	令和6年1月4日 令和6年2月15日	令和4年5月9日 令和4年6月17日	令和5年9月15日 令和5年11月15日	令和5年9月29日 令和5年10月31日	—	令和5年12月1日 令和5年12月28日	令和4年10月3日 令和4年11月16日
	（随時申請）	4月1日 次回定期申請直前の 2月28日 （※）	令和4年2月1日 令和7年3月7日	令和6年4月1日 令和8年2月16日	新規申請について は、随時受付	令和4年4月18日 令和5年11月15日	令和4年9月30日 令和4年10月31日	—	—	—
	（追加申請）	9月1日 9月30日 （※）	—	—	—	—	—	—	—	—
4	審査の基準日	申請日	—	—	—	申請日	審査を行う年度の 9月30日	申請時直前の決算手 続きが終了している決 算日	—	—
5	申請に 使用する言語	申請書・財務諸表は日本語 その他の書類は日本語訳 を付記又は添付	申請書・財務諸表は日本語 その他の書類は日本語訳 を付記又は添付	—	—	申請書類のうち財務諸表は 日本語 その他書類で外国語で記載 するものは、日本語の訳文 を付記、又は添付	—	—	—	—
	金額欄の記載方法	財務省告示の外国貨幣換 算率により換算	財務省告示の外国貨幣換 算率により換算	—	—	出納官吏事務規程（昭和22 年大蔵省令第95号）第16 条に規定する外国貨幣換算 率により日本国通貨に換算	—	審査基準日のレートで 円換算を行った金額 ※契約実績については 契約締結日	—	—
6	審査結果の 通知方法	・HP（又はシステム）で公表 ・資格を有しない者や希望 者には書面を郵送	全申請者に郵送	全申請者にメール 申請者がシステム上 で閲覧可能	システムによる申請者 にはメールで通知し、 書面による申請者には 書面を郵送して通知 申請者がシステム上で 閲覧可能	全申請者に郵送 申請者がシステム上で閲覧 可能	全申請者に郵送	全申請者にメール 申請者がシステム上で 閲覧可能	全申請者にメール 申請者がシステム上で 閲覧可能 HPで公表	申請者がシステム上で 閲覧可能
7	資格を有する者の 名簿の公開	HP（又はシステム）で公表	システムで公表	共同受付システムの HPで公表	HPで公表	HPで公表 申請者がシステム上で閲覧 可能	窓口、掲示板、庁内の 端末等で閲覧可能 HPで公表	申請者がシステム上で 閲覧可能	窓口、掲示板、庁内の 端末等で閲覧可能 HPで公表	HPで公表

※地方公共団体が任意に実施する場合。地方公共団体は、当該期間を拡大することができる。

今後の検討スケジュール(案)

- 入札参加資格審査の共通の申請方法については、実際に申請を受け付け、審査を行う地方公共団体において導入可能なものとなるよう、地方公共団体の意見を聞きながら検討する必要がある。
- これを踏まえ、本項目・申請方法検討部会において、共通の申請方法(案)を作成した上で、全地方公共団体に対して意見照会を行うことが考えられるか。
- その上で、当該意見照会の結果を踏まえて、共通の申請方法を検討することが考えられるか。

検討のスケジュール(案)

令和6年7月5日

部会(申請方法①)

<検討事項>

- 共通化する事項
- 共通の申請方法
(たたき台)

7月下旬

部会(申請方法②)

<検討事項>

- 共通の申請方法(案)

8月中旬

意見照会

<照会事項>

- 共通の申請方法(案)
に対する意見

10月下旬

部会(申請方法③)

<検討事項>

- 共通の申請方法



今回の部会